

キャリア形成プログラム（通知）

平成29年2月14日付け厚労省医療計画課長・医事課長通知

- 都道府県内医療機関で9年間
- 都道府県が医療計画に明記した医師不足地域の医療機関又は特に不足する診療科に4年以上

平成30年7月25日付け厚労省医政局長通知

- 都道府県内医療機関で9年間（初期臨床研修含む）
- 医師少数区域等に4年間以上
- 医師少数区域等における医師確保と対象医師の能力の開発・向上（専門医取得）の両立
- 都道府県による医師派遣の実施

《府の考え方》

- 診療科偏在対策を引き続き実施 ⇒ 「指定診療業務」及び「医師少数区域等への派遣」の両方を課すプログラムに変更。

在学生の移行は任意
2020年入学者から義務化

| | 診療科選択の自由 | 地域選択の自由 | | 診療科選択の自由 | 地域選択の自由 |
|-----------|------------|------------------|---|------------|-------------|
| 指定診療業務コース | 指定診療業務5年以上 | ○ | ➔ | 指定診療業務5年以上 | 医師少数区域等4年以上 |
| 医師不足地域コース | ○ | 医師不足地域の公立病院等5年以上 | | | (廃止) |

現行

1. 大学卒業後、1年6月以内に医師免許を取得（医師国家試験の受験機会は2回）すること。
2. 大学卒業後（または医師国家試験合格後）、引き続き9年間（臨床研修を含む）、大阪府内の医療機関に勤務し、うち5年間は、次の(1)から(4)のいずれかの診療業務に従事すること。
 - (1) 総合周産期母子医療センターに指定された医療機関又は地域周産期母子医療センターに認定された医療機関の産婦人(産)科・小児(新生児)科
 - (2) 小児科を協力科とする救急告示病院の小児科
 - (3) 救命救急センター
 - (4) 人口当たりの病院従事医師数が大阪府全体の数値を下回る二次医療圏に所在する公立病院等

募集要項改正後

1. 大学卒業後、1年6カ月以内に医師免許を取得（医師国家試験の受験機会は2回）すること。
2. 大学卒業後、キャリア形成プログラムの対象となること。
3. 大学卒業後（または医師国家試験合格後）、引き続き9年間（初期臨床研修を含む）、大阪府内の医療機関（大阪府が指定する病院又は診療所）に勤務し、うち初期臨床研修期間を除く4年間以上は、大阪府が定める「医師の確保を特に図るべき区域」に所在する医療機関に勤務すること。
4. 初期臨床研修修了から5年間以上は、指定診療業務（臨床研修修了までに府が指定する診療業務）に従事すること。

指定診療業務：大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱・要領で規定（改正予定）

《課題と対応》

- 新キャリア形成プログラム移行後の地域枠への志願者の確保、在学生の誘導策 ⇒ インセンティブを検討